

受付期間
延長!

新型コロナウイルス感染防止対策 資機材購入等支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした「新しい生活様式」に対応するため、必要な資機材等を購入等した事業者を支援します。

◆対象者

- ・小売業（食料品・日用品販売店、調剤薬局、ガソリンスタンド 等）
宿泊業、飲食サービス業（簡易宿所、ラーメン店、飲食店、スナック 等）
生活関連サービス業（美容業、葬儀業、写真店、運転代行業、ゴルフ場 等）
などを営む事業者 ※ 業種が不明な方は、お問い合わせ下さい。
- ・市が定める新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組を行った者
- ・暴力団関係者でない者
- ・市税及び公共料金の滞納がない者



◆補助申請期間

令和2年10月15日～令和3年3月1日まで

※ 予算の上限に達した場合は、申請期限前に終了します。

◆補助金額

1事業所あたり 10万円 または 5万円

※ 飲食業については5万円となります。

◆申請時に必要な書類

- (1) 指定する支払口座が確認できる書類の写し
- (2) <法人> 直近1期分の法人税の確定申告書の写し
<個人> 令和元年分の確定申告書の写しまたは令和2年度市県民税申告書の写し
- (3) 営業を行うにあたり必要な許認可を受けていることを証明する書類の写し
- (4) 店舗の外観及び内観の写真
- (5) 取り組んでいる事項を行っていることを確認できる写真
- (6) <法人> 国税庁法人番号公表サイトで公表されている基本3情報の写し
<個人> 免許証など事業者の身分を確認できる書類の写し
- (7) <法人> 法人及び代表者個人の市税の完納証明書
<個人> 代表者の市税の完納証明書



<お問合せ>

串間市商工観光スポーツランド推進課 (0987-55-1127)